

令和3年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧 (令和3年11月末時点)

【その他施設費】

○以下4件事業は、令和4年度予算概算要求時の事業を令和3年度補正予算で要求するものであるため、令和3年8月に公表した令和4年度予算概算要求時の評価結果を再掲

- ・大型巡視船（PL型）3隻建造
- ・大型巡視船（PL型）1隻建造
- ・ヘリコプター搭載型巡視船（PLH型）1隻建造
- ・函館航空基地の施設整備（格納庫の整備）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価		担当課 (担当課長名)
			事業計画の必要性	事業計画の合理性	
ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)1隻建造 海上保安庁	206	129			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
小型巡視船(PS型) 1隻建造 海上保安庁	30	14			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
大型巡視船(PL型) 3隻建造 海上保安庁	406	238			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
大型巡視船(PL型)1隻建造 海上保安庁	74	58			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)1隻建造 海上保安庁	153	79			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)

・供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)
			事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	
函館航空基地の施設整備(格納庫の整備) 海上保安庁	17	3.8	110	100	110	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 浦野 史朗)

・事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

・事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

・事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

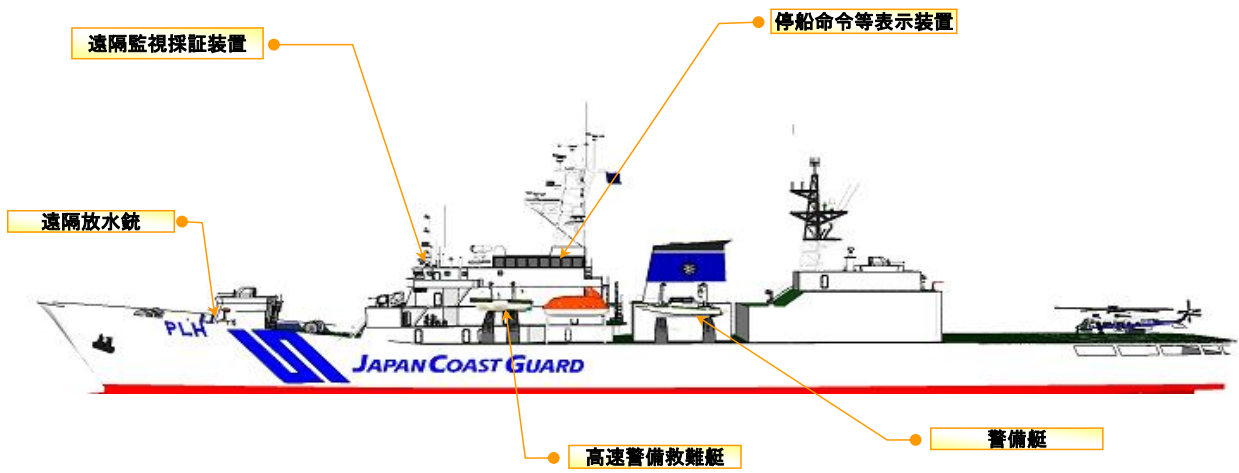
・供用後の維持管理費は50年間に掛かる費用を現在価値化したものである。

巡視船艇整備事業 評価書

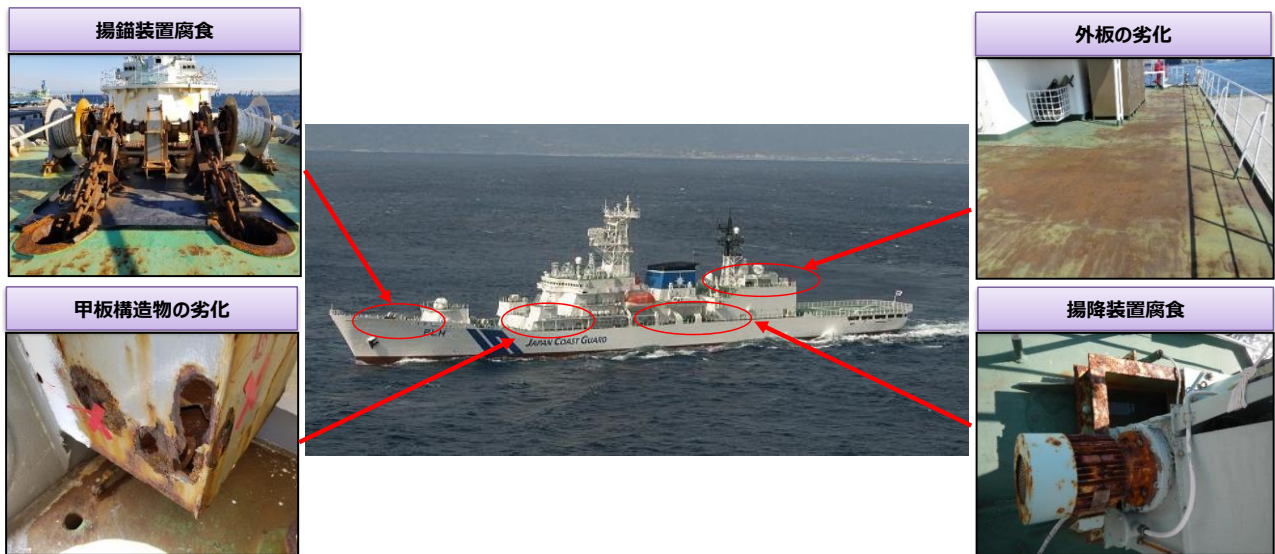
新規事業採択時評価

令和3年度					
事業名(箇所名)	ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)1隻 建造	担当課	船舶課	事業 主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	大橋 将太		
事業内容	ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)1隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	調整中				
整備期間	開始	令和3年度	完了	令和7年度	
総事業費(億円)	約206億円				
運用開始年度	令和7年度				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役				
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の効果分析					
(1)必要性・緊急性	<p>①必要性 ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)(以下、「PLH型巡視船」という。)は、耐航性、動揺安定性、長期行動能力を持ち、さらにヘリコプターを搭載しており、離島周辺や遠方海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助等の業務を担っている。また、現在、海上保安庁では、遠方海域・重大事案等に対応するため、長距離連続行動能力等を備えたヘリコプター搭載型巡視船を保有しているが、この業務に対応している巡視船のうち、就役から29年を経過した既存のPLH型巡視船にあっては老朽化が極めて進行し、船体各所の経年劣化及び腐食による破口又は亀裂が多発し、海上保安業務の遂行に大きな支障が生じている状況にあることから、早急に新たなPLH型巡視船を整備し代替する必要がある。</p> <p>②緊急性 老朽化が極めて進行し、船体各所の経年劣化及び漏水発生等により、業務執行のみならず船内生活もままならない状況であり、海上保安業務の遂行に大きな支障が生じていることから、早急な代替整備が必要である。</p>				
(2)事業の効果	<p>本事業でPLH型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>①速力の向上により、対象船舶の的確な追尾、より広範囲な監視が可能となる。</p> <p>②昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることができる。</p> <p>③陸上部署、他の船艇、航空機との情報共有及び情報処理を向上させるための情報処理機能を得ることができる。</p> <p>④付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることができる。</p> <p>⑤厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制・制圧能力を得ることができる。</p>				
(3)主たる効果の抽出	整備しようとするPLH型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、規制・制圧能力、意思伝達能力、情報共有能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。				
事業の総合評価	事業内容及び評価結果が適当であると判断。				

【ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)】



【ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)の老朽化の状況】



巡視船艇整備事業 評価書

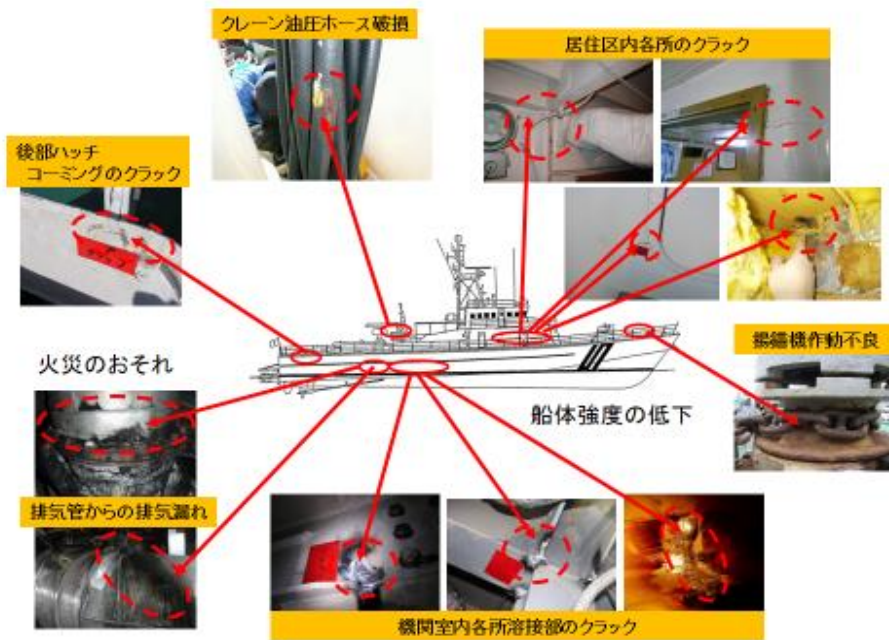
新規事業採択時評価

令和3年度											
事業名(箇所名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">小型巡視船(PS型)1隻建造</td> <td style="width: 15%;">担当課</td> <td style="width: 15%;">船舶課</td> <td style="width: 10%;">事業主体</td> <td style="width: 30%;">国土交通省 海上保安庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当課長名</td> <td>大橋 将太</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	小型巡視船(PS型)1隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁		担当課長名	大橋 将太		
小型巡視船(PS型)1隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁							
	担当課長名	大橋 将太									
事業内容	小型巡視船(PS型)1隻の建造及び就役										
配備管区及び主な活動海域	調整中										
整備期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">開始</td> <td style="width: 30%;">令和3年度</td> <td style="width: 30%;">完了</td> <td style="width: 10%;">令和5年度</td> </tr> </table>	開始	令和3年度	完了	令和5年度						
開始	令和3年度	完了	令和5年度								
総事業費(億円)	約30億円										
運用開始年度	令和5年度										
耐用年数	25年										
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役										
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する										
事業の効果分析	<p>(1)必要性・緊急性</p> <p>①必要性 (ア)小型巡視船(PS型)は沿岸海域で発生する海難救助等の警備救難業務を担い、国内密漁事犯、外国漁船の違法操業事犯、密輸・密航事犯等の海上犯罪の取締りや沿岸海域における法令の励行・取締りを主たる任務としていることから、特に、これら海上犯罪が発生する蓋然性の高い海域を管轄する部署に機動性に優れた小型巡視船(PS型)を配備する必要がある。</p> <p>(イ)我が国の領海警備に関する情勢変化に的確に対応するため、追跡・捕捉能力、監視探証能力、情報伝達能力を強化した巡視船へ代替する必要がある。</p> <p>②緊急性 (ア)一部の小型巡視船(PS型)は、建造から20年以上が経過しているため、船底破口や主機関の故障等が頻発しており、乗組員の安全性が著しく低下している状況にある。</p> <p>(イ)また、代替整備が遅れることにより、基幹装備品の故障や腐食による船体損傷等が増加し、さらに、長期間を要する臨時修理が頻発していることから、迅速な現場進出や災害対応等本来の任務を全うすることができないため、一刻も早く小型巡視船(PS型)を整備する必要がある。</p>										
(2)事業の効果	<p>本事業で小型巡視船(PS型)を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>① 速力の向上により、対象船の的確な追尾、現場海域への到達時間の短縮化が可能となる。</p> <p>② 探証機能向上により、夜間取締能力の強化、昼夜を問わない監視・探証及び捜索救助が可能となる。</p> <p>③ 高性能武器、防弾構造、接舷用防舷物により厳正かつ適確な法執行活動が可能となる。</p> <p>④ 停船命令等表示装置により、付近航行船舶に対し、昼夜を問わず視覚的な情報伝達が可能となる。</p>										
(3)主たる効果の抽出	整備しようとする小型巡視船(PS型)は、追跡捕捉能力、夜間監視探証能力等が強化されており、海上犯罪の取締りや海難救助等の事案対応体制強化を図ることができる。										
事業の総合評価 (第三者(外部有識者)委員会の意見等)	事業内容及び評価結果が適当であると判断。										

【小型巡視船(PS型)】



【小型巡視船(PS型)の老朽化の状況】



巡視船艇整備事業 評価書

新規事業採択時評価

令和3年度	
事業名(箇所名)	大型巡視船(PL型)3隻建造 担当課 船舶課 担当課長名 大橋 将太 事業主体 国土交通省 海上保安庁
事業内容	大型巡視船(PL型、約3,500トン)3隻の建造及び就役
配備管区及び主な活動海域	調整中
整備期間	開始 令和3年度 完了 令和7年度
総事業費(億円)	約406億円
運用開始年度	令和7年度
耐用年数	25年
本事業に関連する事業	
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する
事業の効果分析	
(1)必要性・緊急性	<p>①必要性 ・海難救助や海上犯罪の取締りといった普遍的な海上保安業務は、全ての巡視船艇に共通する基本的業務であるが、大型巡視船(PL型)(以下「PL型巡視船」という。)は、耐航性、動揺安定性、長期行動能力を持つことから、海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の海上保安業務全般を担う主力船型であり、これら能力を有するPL型巡視船の整備を進めていく必要がある。 ・尖閣諸島周辺海域に來航する中国海警局に所属する船舶の大型化・武装化・増強が確認される中、これらに対応できるPL型巡視船を整備する必要がある。</p> <p>②緊急性 尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶の活動の増加に対応するため、海上保安体制強化に関する方針に基づき、尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備を進めることは急務である。</p>
(2)事業の効果	<p>本事業でPL型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>① 耐航性・動揺安定性、長期行動能力、速力性能等の船体性能を得ることが出来る。</p> <p>② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。</p> <p>③ 厳正かつ的確な法執行活動が可能となる制圧能力を得ることが出来る。</p> <p>④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。</p> <p>⑤ 情報処理能力を得ることが出来る。</p>
(3)主たる効果の抽出	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。
事業の総合評価	事業内容及び評価結果が適当であると判断。

【大型巡視船(PL型)】



巡視船艇整備事業 評価書

新規事業採択時評価

令和3年度					
事業名(箇所名)	大型巡視船(PL型)1隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	大橋 将太		
事業内容	大型巡視船(PL型、約1,000トン)1隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	調整中				
整備期間	開始	令和3年度	完了	令和6年度	
総事業費(億円)	約74億円				
運用開始年度	令和6年度				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業					
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の効果分析					
(1)必要性・緊急性	<p>①必要性 ・海難救助や海上犯罪の取締りといった普遍的な海上保安業務は、全ての巡視船艇に共通する基本的業務であるが、大型巡視船(PL型)(以下「PL型巡視船」という。)は、耐航性、動揺安定性、長期行動能力を持つことから、海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の海上保安業務全般を担う主力船型であり、これら能力を有するPL型巡視船の整備を進めていく必要がある。 ・尖閣諸島周辺海域に來航する中国海警局に所属する船舶の大型化・武装化・増強が確認される中、これらに対応できるPL型巡視船を整備する必要がある。</p> <p>②緊急性 尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶の活動の増加に対応するため、海上保安体制強化に関する方針に基づき、尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備を進めることは急務である。</p>				
(2)事業の効果	<p>本事業でPL型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>① 耐航性・動揺安定性、長期行動能力、速力性能等の船体性能を得ることが出来る。</p> <p>② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。</p> <p>③ 厳正かつ的確な法執行活動が可能となる制圧能力を得ることが出来る。</p> <p>④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。</p> <p>⑤ 情報処理能力を得ることが出来る。</p>				
(3)主たる効果の抽出	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。				
事業の総合評価 (第三者(外部有識者)委員会の意見等)	事業内容及び評価結果が適当であると判断。				

【大型巡視船(PL型)】

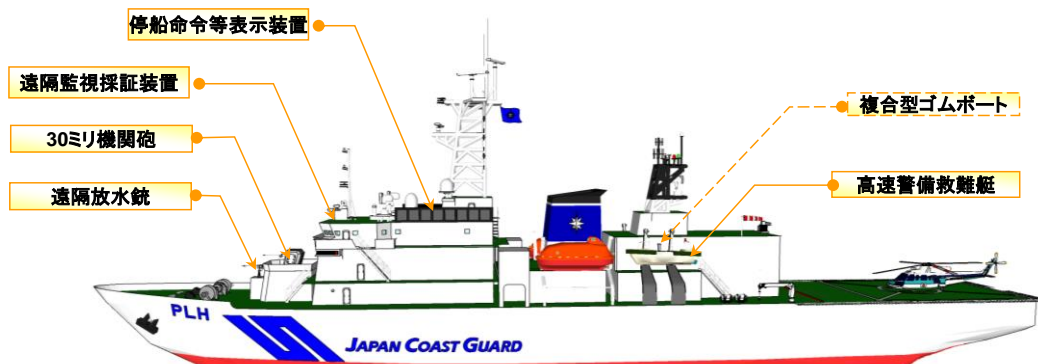


巡視船艇整備事業 評価書

新規事業採択時評価

令和3年度							
事業名（箇所名）	ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)1隻建造 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">担当課</td> <td style="width: 20%;">船舶課</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">事業主体</td> <td rowspan="2" style="width: 50%; text-align: center;">国土交通省 海上保安庁</td> </tr> <tr> <td>担当課長名</td> <td>大橋 将太</td> </tr> </table>	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁	担当課長名	大橋 将太
担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁				
担当課長名	大橋 将太						
事業内容	ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)（砕氷）1隻の建造及び就役						
配備管区及び主な活動海域	調整中						
整備期間	開始 令和3年度 完了 令和7年度						
総事業費（億円）	約153億円						
運用開始年度	令和7年度						
耐用年数	25年						
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役						
政策（施策）目標	政策目標：安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：船舶交通の安全と海上の治安を確保する						
事業の効果分析							
(1) 必要性・緊急性	<p>① 必要性 ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)（以下「PLH型巡視船」という。）は、耐航性、動揺安定性、長期行動能力を持ち、さらにヘリコプターを搭載しており、離島周辺や遠方海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助等の業務を担っている。 PLH型巡視船は、新海洋秩序対応体制の整備の一環として、主として遠距離海域における監視取締り等の業務に従事するために建造され、うち1隻は冬季オホーツク海等の海水海域における事案対応を考慮し砕氷能力を有するPLH型巡視船であるが、本船は昭和53年に就役し、令和4年度で平成22年度に実施した延命工から12年目となり、経年による老朽化が著しく進行し、船内各所にて故障・不具合が多発している状況にあることから、早急に新たな砕氷能力を有するPLH型巡視船を整備し、代替する必要がある。</p> <p>② 緊急性 海水海域航行中に深刻な故障・不具合が発生した場合、業務遂行が困難となるばかりではなく、極寒の海水海域に閉じ込められることとなるため、乗組員等の生命の危険に直結する事態となることから、新たに砕氷能力を有するPLH型巡視船を整備し、代替することは急務である。</p>						
(2) 事業の効果	本事業でPLH型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。 ① 耐航性・動揺安定性、長期行動能力、砕氷能力等の船体性能を得ることが出来る。 ② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。 ③ 陸上部署、他の船艇、航空機との情報共有及び情報処理を向上させるための情報処理機能を得ることが出来る。 ④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。 ⑤ 厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力を得ることが出来る。						
(3) 主たる効果の抽出	整備しようとするPLH型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、砕氷能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。						
事業の総合評価	事業内容及び評価結果が適当であると判断。						

【ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)】



【ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)の老朽化の状況】

甲板構造物の劣化



外板の劣化



業務用機器の腐食等



船内配管の腐食



海上保安官署施設整備事業 評価書

令和 3 年度

新規事業採択時評価

事業名（箇所名）	函館航空基地の施設整備 （格納庫の整備）	担当課	施設補給課	事業 主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	浦野 史朗		
実施箇所	北海道函館市				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地 調整中 ・構造 S-1 ・規模 約2,100㎡ 				
事業期間	令和 3 年度～令和 7 年度				
総事業費（億円）	約17.2億円				
政策（施策）目標	政策目標：安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
計画概要	「海上保安体制強化に関する方針」に基づく、日本海側における海洋監視体制の強化に対応する中 型ヘリコプターの増強配備に伴う狭あいの解消及び老朽化解消のため建替を行う。				
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠			
	110点	経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの。			
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠			
	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。			
	代替案との経済比較				
	C' - C	-	基準年度：平成 年度		
		C' : 代替案の総費用(LCC)(億円)			
		C : 事業案の総費用(LCC)(億円)			
事業計画の効果	業務を行うための基本機能(B1)				
	評点	効果の主な根拠			
	110点	適切な構造、機能として計画されている。			
	施策に基づく付加的機能(B2)				
	評価		主な取り組み		
	社会性 (地域性)	C	地域性、環境保全性は一般的な取り組みが計画されている。 法令既定に基づく航空基地施設の整備。		
	環境保全性 (環境保全性)	C			
環境保全性 (木材利用促進)	C				
機能的性 (ユニバーサルデザイン)	C				
機能的性 (防災性)	C				
その他	事業内容及び評価結果が適当であると判断。				
(備考)事業採択要件:「事業計画の必要性」、「事業計画の効果」に関する評点が100点以上、「事業計画の合理性」に関する評点が100点であること。 ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標 ・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標					

施設名: 函館航空基地の施設整備
(格納庫の整備)

事業場所: 北海道函館市

概要図
(位置図)



事業計画の評価内訳

1. 事業計画の必要性

計画理由	評点	評価の根拠
●建替等の場合		
①老朽	100点	
②狭あい	10点	
③借用返還	点	
④分散	点	
⑤地域連携	点	
⑥立地条件の不良	点	
⑦防災機能に係る施設の不備	点	
⑧施設の不備	点	
⑨法令等	点	
イ ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	計 110点	
●新規施設の場合		
①法令等	点	
②新たな行政需要	点	
③機構新設	点	
イ' ①+②+③	計 点	
加算点	点	
評点(イまたはイ'+加算点)	110点	

2. 事業計画の合理性

評価項目	評点	評価の根拠
他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合	100点	

3. 事業計画の効果

業務を行うための基本機能(B1)			
分類	項目	係数	評価の根拠
位置	①用地の取得・借用	1.00	用地を取得等できる具体的な見込みがある。
	②災害防止・環境保全	1.10	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。
	③アクセスの確保	1.00	施設へのアクセスに支障が無いが、又はその支障は全て解消する見込みである。
	④都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.00	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。
	⑤敷地形状等	1.00	敷地が有効形状、接道あり
イ ①×②×③×④×⑤	計	1.10	
規模	①建築物の規模	1.00	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。
	②敷地の規模	1.00	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。
ロ ①×②	計	1.00	
構造	①機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)	1.00	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。
ハ ①	計	1.00	
評点(イ×ロ×ハ×100)			110点

施策に基づく付加機能(B2)		
分類及び評価項目	評価	評価の根拠
社会性(地域性)	C	一般的な取組が計画されている。
環境保全性(環境保全性)	C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な取組が計画されている。
環境保全性(木材利用促進)	C	一般的な取組が計画されている。
機能性(ユニバーサルデザイン)	C	一般的な取組が計画されている。
機能性(防災性)	C	官庁施設の防災計画※2に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。

事業計画の必要性に関する評価指標

計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とする。

●建替等の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
老朽	施設の老朽(現存率)		50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
	構造耐力の著しい低下		経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの							
狭あい	庁舎面積(面積率)		0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	借料が高額等の事情により返還すべき場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの 相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
地域連携	都市計画の進捗		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分のみ未施行となっているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済み)				区画整理等が計画決定済みであるもの 次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点(従要素の場合は評点の10分の1。該当する理由がない場合は0点)に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済みの場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済みの場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備(同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。)をするもので、その合築整備が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は、4点
	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの		
立地条件の不良	位置の不適				位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備		施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの							施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの 改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備(災害時における必要機能に係る施設の不備を除く)		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの		主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要素としない。

備考

- 「現存率」とは、官庁建物実態調査の結果による。官庁建物実態調査を行っていない施設については、実情を踏まえて評点を付す。
- 「面積率」とは、「現有延べ面積/必要延べ面積」により算出する。ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、執務面積、会議室等の附属面積、設備関係面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に関係した諸室面積を含み、車庫、渡り廊下等を除く面積とする。必要延べ面積は、積み上げにより算出する。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合は、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合は、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合は、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合は、業務上好ましくないもの	

事業計画の合理性に関する評価指標

事業計画の合理性は、当該事業を次の表に定めるところによって評価し、評点を算定する。

評点	評 価
100点	<p>下記のいずれかに当てはまる。</p> <ul style="list-style-type: none">・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 (実現可能な代替案が存在しない場合を含む。)・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

【評価理由】

本事業は増強する機体のための格納庫を整備するものであるが、函館航空基地周辺に借上可能な格納庫がなく他の案では事業案と同等の性能を確保することができない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	国として用地を保有できている。	用地を取得等できる具体的な見込みがある。又は必要な期間の用地の借用が担保されているか、その具体的な見込みがある。				用地の取得・借用の見込みが立たない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、軽微な支障が残る見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、重大な支障が残る見込みである。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障が無い、又はその支障は全て解消する見込みである。	施設へのアクセスに支障があり、その支障が全て解消されず、軽微な支障が残る見込みである。			施設へのアクセスに支障があり、その支障が解消されず、重大な支障が残る見込みである。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、建設までに整合する具体的な見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、かつ、建設までに整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。		敷地全体の有効利用を実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	安全・円滑な出入りを実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りを実現するのは困難な敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足などが見込まれる。)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。		執務に必要な空間又は機能が適切に確保されない可能性がある。		執務に必要な空間又は機能が確保されない見込みである。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

下記の各分類ごとに評価を行う。

分類	評価項目	標語	取組状況	評価指標
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。(又はその計画である。)
		B	充実した取組が計画されている。	右の施策が1つ取り組まれている。(又はその計画である。)
		C	一般的な取組が計画されている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した取組が計画されている。	右の施策が4つ以上取り組まれる計画である。
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれる計画である。
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な取組が計画されている。	省エネ型器具などの導入が計画されている。(LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)
	木材利用促進	A	特に充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれる計画である。
		B	充実した取組が計画されている。	右の施策が1つ取り組まれる計画である。
		C	一般的な取組が計画されている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインに配慮※4する計画である。
		B	充実した取組が計画されている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たす計画である。
		C	一般的な取組が計画されている。	建築物移動等円滑化基準を満たす計画である。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれる計画である。
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれる計画である。
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。

※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月22日付け国営環第14号)のうち2.3(2)による。

※3 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。

※4 「建築設計基準」(平成26年3月31日付け国営整第245号)のうち2.2.3(2)、2.7.2(2)(3)、2.8.4(2)による。